

答 申 書
(答 申 第 287 号)
平成 31 年 4 月 5 日

1 審査会の結論

北海道公安委員会が審査請求人に係る病気診断書を不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象個人情報は、「私、〇〇〇の運転免許証権利維持審査のため、北海道公安委員会手稲運転免許センター運転適正係へ提出した病気診断書3通の情報の公開を請求します。診断書はそれぞれ平成28年9月15日頃、平成29年3月10日頃、平成29年8月23日頃郵送提出しました。請求理由として、診断書の保管の為。」（以下「本件個人情報」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道公安委員会（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報は、北海道警察本部長が管理するものであって、実施機関では管理していないことを理由として、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、個人情報不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第1項第1号及び同条第8項、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第40条の3第2項を根拠に、都道府県公安委員会は、都道府県警察本部長へ病気診断に関わる免許証の拒否の事務を委託できず、また、都道府県警察本部交通課保管文書一覧表において、都道府県警察本部交通課では、運転免許証拒否に係る病気診断書は保管されないのは明らかであるとして本件処分に異議を申し立てていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 実施機関は、警察法（昭和29年法律第162号）第38条の規定により北海道警察を管理し、また、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）は同法第47条の規定により実施機関を補佐している。

「補佐」とは、実施機関の事務処理を助けるをいい、警察本部は、文書の作成、取得、管理等、法令の規定に基づき、実施機関の権限に属させられた事務処理を行っている。

本件開示請求に係る免許の更新等に関する事務については、道路交通法第6章第5節（免許の更新等）をその根拠とし、実施機関の権限に属させられているが、その事務処理は、北海道公安委員会の行う許可、認可その他の行政処分等の代行規程（平成10年北海道公安委員会規程第2号。以下「代行規定」という。）に基づいて実施機関の名において警察本部長が行っており、本件個人情報は、代行規定に基づいて事務を代行している警察本部長が、免許証の更新手続の過程で請求人から提出を受けて取得・管理しており、実施機関では管理していない。

(イ) 実施機関が管理する文書は、公安委員会の文書の管理に関する規則（平成13年北海道公安委員会規則第15号）第3条において規定されており、本件開示請求に係る病気診断書は含まれない。

(ロ) 請求人の主張する道路交通法第90条第1項第1号及び同条第8項は、免許の申請等に関する条項であって、本件開示請求に係る免許の更新等に関するものではなく、道路交通法施行令第40条の3第2項は、法人に対する委託に関する規定であって、警察本部との関係を規定しているものではない。

イ 当審査会として、各関係法規を確認したところ、本件個人情報は、警察本部長が管理しているものであ

って、実施機関においては取得しておらず、また、管理もしていないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件個人情報を不存在としたことは、妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年10月11日	○ 諮問書の受理（諮問番号 590） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し）
平成30年10月24日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成31年 1 月21日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成31年 2 月25日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成31年 3 月25日 （第98回審査会）	○ 答申案審議
平成31年 4 月 5 日	○ 答申